

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計 画 主 体	高知県東洋町

東洋町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 東洋町産業建設課
所 在 地 高知県安芸郡東洋町生見 758-3
電 話 番 号 0887-29-3395
F A X 番 号 0887-29-3825
メールアドレス sanken@town.toyo.kochi.jp

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、サル、カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス、ミヤマガラス）
計画期間	令和６年度～令和８年度
対象地域	東洋町全域

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和４年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害金額	被害面積
イノシシ	水稻	５４千円	６a
	雑穀	４７千円	８０a
	果樹（ポンカン・ゆず）	２２４千円	８a
	野菜	９３千円	２００a
	いも類	３７千円	８５a
ニホンジカ	水稻	３１３千円	３７a
	果樹（ポンカン・ゆず・小夏の樹皮）	８８１千円	２８a
ハクビシン	果樹（ポンカン・小夏）	１１千円	１a
	野菜	６千円	８a
サル	水稻	９千円	１a
	果樹（ポンカン・小夏）	１５千円	１a
カラス類	果樹（ポンカン・ゆず・小夏）	１３４千円	６a

（２）被害の傾向

シカ・イノシシ・カラス類の被害は、町全域で果樹(ポンカン、ゆず、小夏)・水稻・野菜等で継続的に発生している。被害量は横ばいであるが、被害発生地域は拡大傾向にある。 サルによる被害は山間部が主であったが、近年、生息域が拡大し被害の増加が予想される。 有害鳥獣被害防止柵設置や緊急捕獲活動による駆除などにより、被害の減少がみられる地域もあるが、被害区域は全体的に広がっている。

(3) 被害の軽減目標

	現状値（令和4年度）		目標値（令和8年度）	
	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積
イノシシ	455千円	379 a	230千円	190 a
ニホンジカ	1194千円	65 a	600千円	30 a
ハクビシン	11千円	1 a	6千円	1 a
サル	24千円	2 a	12千円	1 a
カラス類	134千円	6 a	70千円	3 a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	▼捕獲体制（駆除） ・地区猟友会への有害鳥獣捕獲及び檻の管理を委託(年間10万円) ・イノシシ7,000円、ニホンジカ10,000円、ハクビシン3,000円、サル15,000円、カラス類1,500円等の捕獲報償金制度を設け捕獲促進に取り組んでいる。 ・令和2年度 イノシシ：60頭、ニホンジカ：407頭、ハクビシン：57頭、サル：4頭、カラス類：1,216羽 ・令和3年度 イノシシ：127頭、ニホンジカ：465頭、ハクビシン：55頭、サル：16頭、カラス類：635羽 ・令和4年度 イノシシ：130頭、ニホンジカ：574頭、ハクビシン：68頭、サル：99頭、カラス類：1,361羽	・狩猟者の確保（減少及び高齢化） ・捕獲後の処理方法 ・資源としての有効利用

防護柵の設置等に関する取組	▼捕獲機材の導入（平成 25 年度） ・大型獣用（シカ・イノシシ等）12 基 ・中型獣用（サル等）5 基 ・小型獣用（ハクビシン等）75 基 ▼防護柵設置（防除） ・受益面積が小規模な果樹園、田畑等は町補助事業により個人でネットや防護フェンス等で被害対策を行っている。 町単独事業 <table><tr><td>令和 2 年度</td><td>11 箇所</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>5 箇所</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>3 箇所</td></tr></table>	令和 2 年度	11 箇所	令和 3 年度	5 箇所	令和 4 年度	3 箇所	・広域的な防護柵設置後の鳥獣生息域の移動と被害分散・拡大
令和 2 年度	11 箇所							
令和 3 年度	5 箇所							
令和 4 年度	3 箇所							
生息環境管理その他の取組	特になし	・高齢化や住民減少による土地管理の放棄 ・鳥獣の習性や被害防止技術等に関する知識の普及						

（５）今後の取組方針

農林作物の生産者には、町単独事業および県補助事業により、小面積でも補助金を受けられる防護柵設置補助事業で防護柵を設置し鳥獣被害の対策を実施して被害の軽減を図ってきたが、被害地域範囲が拡大傾向であり、今後も有効な補助事業を活用した被害防止対策に努める。

狩猟者は年々減少及び高齢化し、捕獲体制が弱体化している。また、地域も高齢化、過疎化に伴い自主的な被害防止体制の確立が困難となってきた。

これらを踏まえ、対象鳥獣による農林業被害を防止するため、町内全域での一斉駆除の実施。狩猟者免許取得の啓発、補助制度の周知についての取組を行う。

鳥獣被害対策実施隊員を中心とした捕獲体制の確立、被害調査、被害防止対策の巡回指導等の取組を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会による捕獲体制で実施してきたが、狩猟者の減少、高齢化に伴い捕獲体制が弱体化しているなか、地域の狩猟者をメンバーとして受け入れるとともに、農林業者や地域の農林業団体職員、近隣市町村職員などに働きかけて狩猟者人口の拡大を図る。

隣接市町村と連携した広域捕獲事業への参加を行う。

鳥獣被害対策実施隊員を中心とした捕獲体制の確立を図るとともに、鳥獣被害対策実施隊員のうち、主に対象鳥獣の捕獲に従事する者を対象鳥獣捕獲隊員に任命していく。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン サル カラス類	防止柵の設置や狩猟免許取得の啓発を行う。 狩猟者の確保のため狩猟免許受験に対して補助する。 地域ぐるみの被害防止や捕獲体制づくりに向けた取組を行う。
令和7年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン サル カラス類	防止柵の設置や狩猟免許取得の啓発を行う。 狩猟者の確保のため狩猟免許受験に対して補助する。 地域ぐるみの被害防止や捕獲体制づくりに向けた取組を行う。
令和8年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン サル カラス類	防止柵の設置や狩猟免許取得の啓発を行う。 狩猟者の確保のため狩猟免許受験に対して補助する。 地域ぐるみの被害防止や捕獲体制づくりに向けた取組を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
イノシシ	増加傾向にあり、捕獲実績は、令和２年度 60 頭、令和３年度 127 頭、令和４年度 130 頭となっている。このような状況を踏まえ今後の被害の拡大を防止するため、捕獲計画数を 130 頭とする。
ニホンジカ	被害が急速に増加しており、捕獲実績は、令和２年度 407 頭、令和３年度 465 頭、令和４年度 574 頭となっている。このような状況を踏まえ今後の被害の拡大を防止するため、捕獲計画数を 450 頭とする。
ハクビシン	捕獲実績は、令和２年度 57 頭、令和３年度 55 頭、令和４年度 68 頭となっており、人家周辺での被害も増加しているため、捕獲計画数を 80 頭とする。
サル	個体数が増加しており、農作物への被害は深刻で、捕獲実績は、令和２年度 4 頭、令和３年度 16 頭、令和４年度 99 頭となっている。このような状況を踏まえ今後の被害の拡大を防止するため、捕獲計画数を 30 頭とする。
カラス類	果樹等への被害が深刻となっており、捕獲実績は、令和２年 1,216 羽、令和３年度 635 羽、令和４年度 1,361 羽と捕獲数はカラス用の捕獲檻の設置により飛躍的に増加しているが、群れによる被害は継続して発生しており、今後も捕獲檻を活用した駆除を行うこととし、捕獲計画数を 1,200 羽とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	6 年度	7 年度	8 年度
イノシシ	1 3 0	1 3 0	1 3 0
ニホンジカ	4 5 0	4 5 0	4 5 0
ハクビシン	8 0	8 0	8 0
サル	3 0	3 0	3 0
カラス類	1, 2 0 0	1, 2 0 0	1, 2 0 0

捕獲等の取組内容
年度毎に予察計画を作成し被害状況を把握して被害減少に対する計画を行う。
個別被害の発生に応じて、有害鳥獣捕獲を実施する。
わな・銃・檻により、東洋町全域で被害に応じ年間を通じて捕獲する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
特になし	特になし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

個別被害の発生に応じた被害計画を行う。

地域の実情に合わせて整備を行う。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

整備した地域の実情に合わせて取り組みを行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

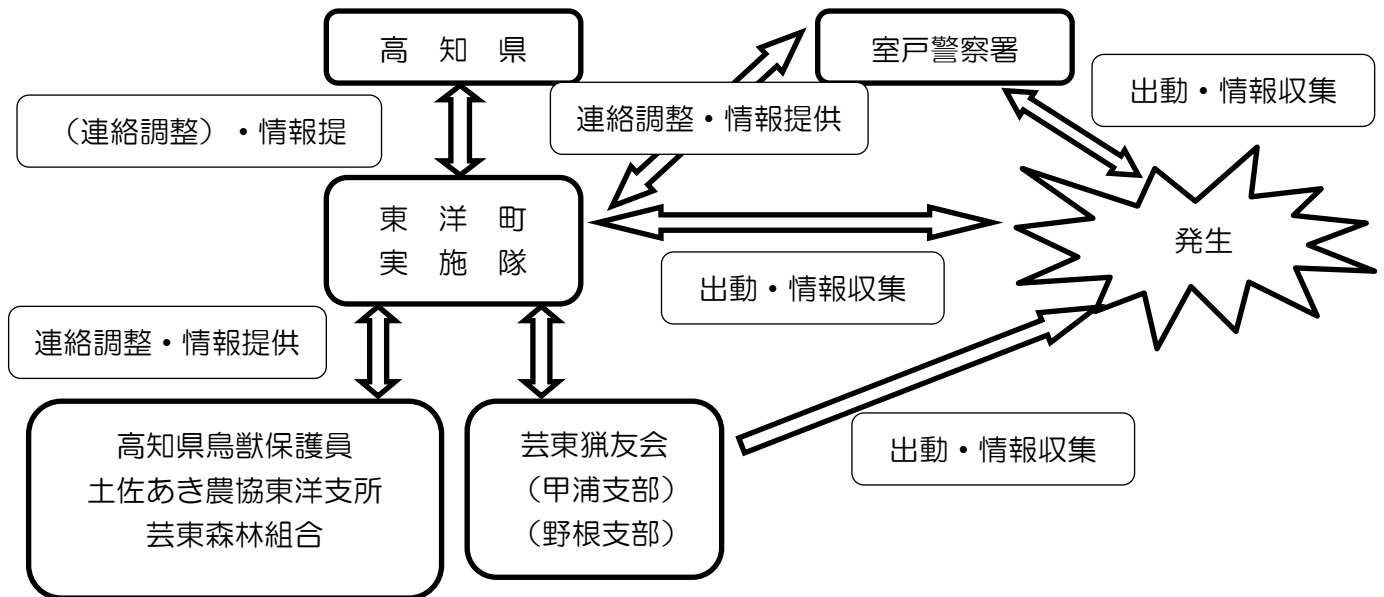
年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～令和8年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン サル カラス類	果実くずの処理や草刈りの実施等による環境改善に向けた取組や啓発活動の実施。 耕作放棄地減少に向けた取組。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
東洋町役場 産業建設課	関係機関との調整、地域巡回、情報収集・提供、捕獲依頼・出動
鳥獣被害対策実施隊	地域巡回、情報収集・提供、捕獲依頼・出動
芸東猟友会	地域巡回、情報収集・提供、出動
高知県鳥獣保護員	地域巡回、情報収集・提供
高知県農協東洋支所	地域巡回、情報収集・提供
芸東森林組合	地域巡回、情報収集・提供
室戸警察署	地域巡回、情報収集・提供、警戒、広報、出動
高知県	関係機関との調整、情報収集・提供

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は有効利用（食肉）するほか、生態系に影響を与えないよう適切な埋設処理を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状：食肉として一部利用 目標：利用量の増加を目指す
ペットフード	現状：猟犬等のペットフードとして一部利用 目標：利用方法を模索する
皮革	現状：特になし 目標：利用方法を模索する
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での と体給餌、学術 研究等)	現状：特になし 目標：利用方法を模索する

(2) 処理加工施設の取組

特になし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

特になし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	東洋町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
東洋町役場 産業建設課	事務局、全般、予察
芸東猟友会	鳥獣捕獲班の編成、予察、被害状況
高知県農協東洋支所	農業被害の状況及び対策検討
芸東森林組合	林業被害の状況及び対策検討
高知県鳥獣保護員	鳥獣年間捕獲等実施計画、予察

鳥獣被害対策専門員(オブザーバー)	効果的な対策の普及・啓発活動
-------------------	----------------

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
四国森林管理局(安芸森林管理署)	国有林野における被害防止対策
安芸林業事務所	林業における被害防止対策
安芸農業振興センター	農業における被害防止対策

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置日：平成25年4月1日
任期：1年間(再任可)
構成：町職員3名
実施隊が行う被害防止施策：生息・被害調査、広報、啓発等
事務局：東洋町産業建設課
今後は民間からの隊員を任命し、被害対策・防除の強化を図る。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし